

社債型種類株式に関するご説明資料

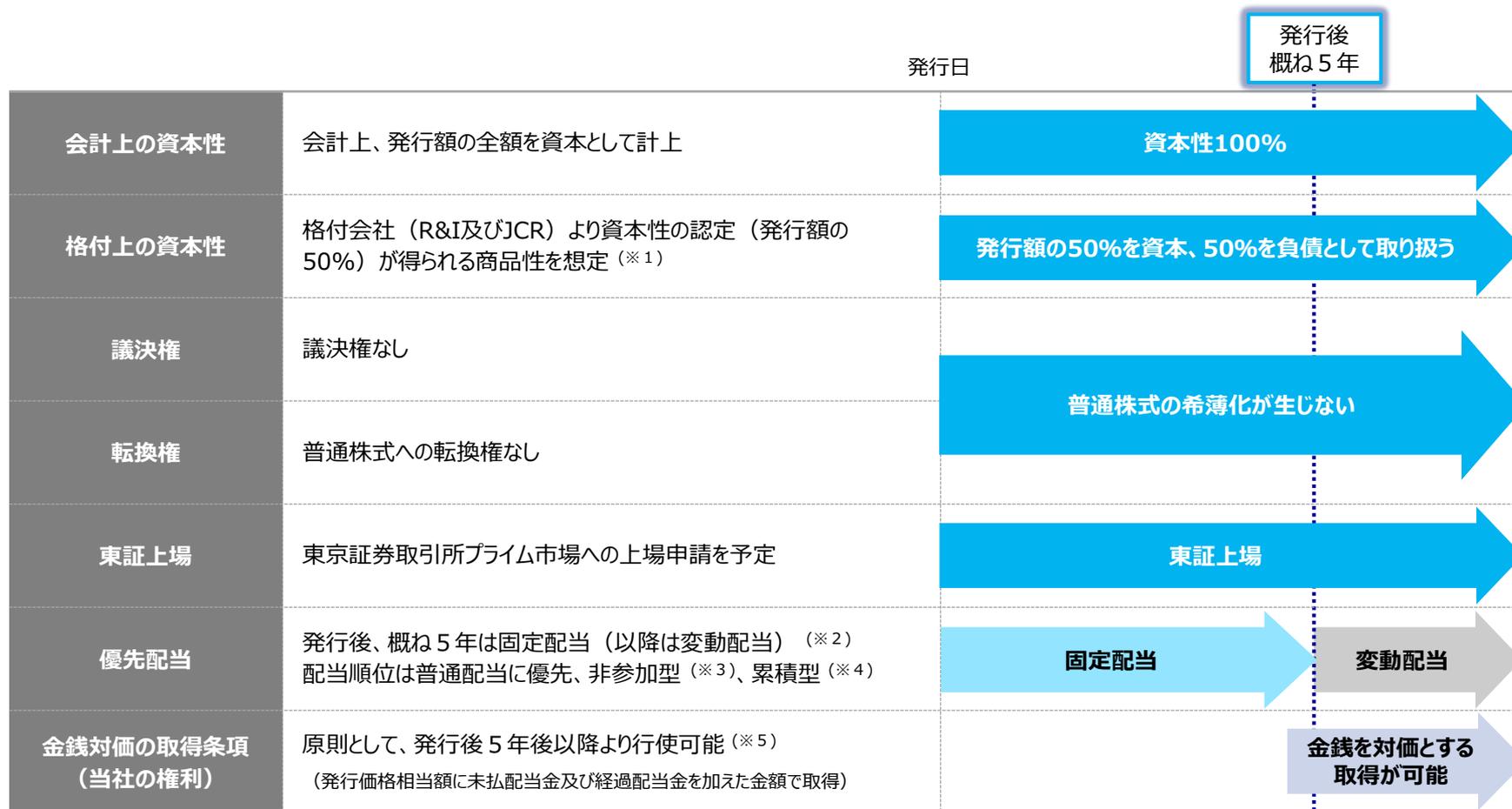
A N Aホールディングス株式会社

2025年4月30日



社債型種類株式の特徴

社債型種類株式は会社法上の株式であり、ハイブリッド社債と異なり会計上の株主資本の増加につながりますが、議決権・普通株式への転換権がありません。普通株式とは別に、東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図します。



※1 発行時の当社の財務戦略・資本政策によっては、格付上の資本性の認定を取得しない商品性による発行も検討します。
 ※2 配当年率は、発行後概ね5年間は固定の基準金利に当初スプレッドを加えた固定利率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び1%（但し、格付上の資本性の認定を取得しない場合には5%）を加えた変動利率とします。
 ※3 本社債型種類株式は、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品性です。
 ※4 本社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」の商品性です。
 ※5 当社が本社債型種類株式を取得できる具体的な事由については、発行決議時に取締役会で定める想定です。

財務指標等への効果・影響

社債型種類株式は、株式でありながら普通株式に係るROEやEPSへの影響も抑制されます。配当や残余財産の分配は普通株式に優先し、優先配当については一定期間、固定配当が支払われ、発行時に定めた優先配当金を超える支払いは生じません。また、社債型種類株式の株主には株主優待を発行する予定はありません。従って、普通株式の株主優待に影響を与えることは想定しておりません。

加えて、社債型種類株式は、ネットD/Eレシオ等の低下につながり、財務健全性指標の向上に寄与します。

主要な財務指標 への影響	(普通株式に係る) ROE	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{自己資本 (普通株式)}}$	主な影響は優先配当分に限定 (発行前と比較する場合)
	(普通株式に係る) EPS	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{発行済株式数 (普通株式)}}$	
	(普通株式に係る) PBR	$\frac{\text{時価総額 (普通株式)}}{\text{自己資本} - \text{社債型種類株式に係る資本} - \text{優先配当}}$	
	ネットD/Eレシオ	$\frac{\text{純有利子負債}}{\text{自己資本 (社債型種類株式を含む)}}$	財務健全性の向上に寄与
社債型種類株主 への分配	優先配当	普通株式に優先、発行時に決定した配当年率に限定 (発行後、概ね5年は固定配当)	非参加型の商品性
	残余財産の分配	普通株式に優先、発行価格相当額及び優先配当分に限定	

資本金調達手法の比較

社債型種類株式は、ハイブリッド社債・ローンと普通株式の双方の特徴を有しており、新たな資本金調達手法です。
発行後には、東京証券取引所プライム市場への上場を予定しており、市場等で自由に売買することが可能です。

	ハイブリッド社債・ローン	社債型種類株式	公募増資
会計上の取扱い	負債：100%	資本：100%	資本：100%
格付上の取扱い	資本：50% 負債：50%	資本：50% ^(※1) 負債：50%	資本：100%
議決権の希薄化	希薄化が生じない	希薄化が生じない 議決権/普通株式への転換権なし	希薄化が発生
財務指標への主な影響 (普通株式に係るROE、EPS等)	希薄化が生じない	影響は限定的 社債型種類株式の優先配当分に限定	希薄化が発生
配当金の支払い (参加 / 非参加)	非参加型 社債要項に規定された利息に限定	非参加型 発行時に定めた優先配当金に限定	参加型
発行体による取得条項	あり	あり	なし
上場	なし	上場申請予定 東京証券取引所プライム市場	上場株式 東京証券取引所プライム市場
NISA口座でのお取引	—	NISA対象	NISA対象

※1 発行時の当社の財務戦略・資本政策によっては、格付上の資本性の認定を取得しない商品性による発行も検討します。

免責事項

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。